永代管理制度のご案内

■永代管理制度とは

永代管理制度とは、墓所の承継者がいない場合、もしくは諸事情により墓所の権利を承継することが難しい場合、事前にお申込みを頂く事で霊園が管理及び祭祀承継（ご供養）を行う制度です。
ご契約頂きました管理期間は、霊園が責任を持ってお墓の維持管理にあたります。
管理期間満了後は、墓石を解体し合祀墓に合祀させて頂きます。

■永代管理を選ばれる主な理由

①承継者がいない
②改姓した娘だけのため承継できない
③子供が遠方の為、太宰府の墓所管理が困難
④子供が結婚をしていない為、承継者が子供の代までになる

■永代管理制度の流れ

お申込	①必要事項をご記入頂き、お申込みをして頂きます。 ※お申込時、お支払いが必要です。
最終埋葬者の埋葬	②お申込時に申告頂きました最終の埋葬者が埋葬されてから永代管理期間に移行致します。
墓地管理期間開始	③お申込みの墓所管理期間中は、お墓を維持します。 お申込み期間が1年以上ある墓所については、年5回の清掃代行を行います。
墓地管理期間満了	④管理期間終了後、お墓を解体致します。
合祀墓に合祀	⑤合祀墓に合祀（埋葬）致します。
合祀ﾈｰﾑﾌﾟﾚｰﾄの設置	⑥合祀墓にネームプレートを設置致します。
以降霊園にて祭祀	⑦毎年３回（春彼岸、秋彼岸、盆）の仏式供養

※清掃代行とは、墓所の草取りとなります。

■価格表

（税込）

区　画	管理期間無	1年間	3年間	5年間	13年間	20年間	30年間
1～3㎡未満	160,000	181,000	209,000	238,000	307,000	427,000	593,000
3㎡以上	235,000	267,000	308,000	352,000	459,000	643,000	899,000
4㎡以上	285,000	322,000	370,000	421,000	539,000	746,000	1,030,000
自由墓地	別途見積もり（自由墓地は墓所の形が異なる為、ご相談を承ってから御見積となります）						

＋

供養セット	0	9,900	29,700	49,500	128,700	198,000	297,000

（※供養セットは任意です。内容は年3回（春彼岸、お盆、秋彼岸の献花・線香となります）

※価格に含まれるもの

- 最終埋葬者の埋葬手数料
- 最終埋葬者の合祀墓ネームプレート
- 管理期間中の管理料（管理年数で異なる）
- 管理期間後の墓石撤去費用
- 管理期間後の合祀墓への合祀料
- 管理期間中の清掃代行（年5回）

※管理期間満了後の流れ

お申込みの期間が満了した翌年度の4月1日より合祀手続き及び墓所解体を進めさせて頂きます。
※期間満了後年度末までは待機期間とします。
※翌年度4月1日より随時、合祀・解体手続き（3か月以内、6月30日までに完了します）
※お骨の改葬時は、霊園手配の寺院によるご供養を行います。

■永代管理制度に必要な書類

- □　永代管理制度申込書
- □　合祀・墓石撤去及び納骨棚改修依頼書
- □　申込者の印鑑証明書（原本）
- □　同意書
- □　墓所永代使用貸付証
- □　口座振替依頼書
  ※同制度にお申込みされる場合、管理料のお支払いは「口座振替」にご変更願います。
- □　本制度申込みに伴う諸費用
- □　永代管理制度使用規定
- □　※任意）追加ネームプレート申込書（1枚は管理制度にて付いております）

■申込みに伴いお渡しする物

１．永代管理制度使用証明書　・　使用規定

２．永代管理制度使用証明書受取書（ハガキ）

※永代管理制度使用証明書は、お申込み完了後、約１ケ月以内に郵便にてお送りします。

※永代管理制度使用証明書の到着を確認されましたら、受取書ハガキをご返信下さい。

■お申込みに際しての確認事項

１．使用資格・条件

承継者がいない場合

承継者の有無に関わらず、委託管理を望む方で承継者の同意を得られ、本霊園が認めた方

２．管理料のお支払について

永代管理制度は、最終埋葬者（権利者）がお亡くなりになった後の管理をさせて頂く制度です。生前は、通常通り管理料が発生致します。その分の管理料に関しては口座振替にご変更頂きお支払頂きます。尚、すでに口座振替をされている方は必要ございません。

３．永代供養制度の期間について

本制度は、30年を最長とさせて頂いております。

■注意事項（※必ずお読み下さい）

・制度への申込みは、墓所名義人様のみとなります。

・本制度は、承継者がおられず今後お墓の管理が難しい方を対象とした制度です。一度、お申込みされますと、解約・諸費用のご返金はできかねますのでご注意下さい。

・本制度は、最終的にお客様のお墓を解体し、埋葬されている方を合祀させて頂くことになります。

・合祀墓に埋葬したお骨のご返却はできません。

・承継者（子）がおられる場合は、必ず本制度へのお申込みについて協議され、ご納得の上お申込み下さい。

202304

永代管理制度申込書

公益財団法人太宰府メモリアルパーク　殿

墓地区番	区　　番　　号						
	フリガナ					生 年 月 日	
氏　　名 （ 名 義 人 ）						S・H 年　　月　　日	
現 住 所	〒					電話(自宅) 電話(携帯)	
勤 務 先	電話						
最終埋葬者①	①氏名(フリガナ)					生年月日　S・H 年　　月　　日（　　歳）	
最終埋葬者②	②氏名(フリガナ)					生年月日　S・H 年　　月　　日（　　歳）	
墓所管理期間	最終埋葬後　　年間まで			備考			
ネームプレート	1	1	2	3	4	5	6	※最大6文字まで刻印可能 ※納骨堂永代管理制度はオプション
供養セット	□ 有（　　円）　　□ 無						

登録者以外の連絡・立会人 （各自直筆にて記載ください。）	1	氏名(フリガナ)	生年月日 / S・H 年　月　日	登録者との関係
		〒	電話：（　　）　－ 携帯：（　　）　－	
	2	氏名(フリガナ)	生年月日 / S・H 年　月　日	登録者との関係
		〒	電話：（　　）　－ 携帯：（　　）　－	

親　族 既埋蔵者	1	氏名(フリガナ)	死亡年月日/T・S・H 年　月　日	生年月日/T・S・H 年　月　日
	2	氏名(フリガナ)	死亡年月日/T・S・H 年　月　日	生年月日/T・S・H 年　月　日
	3	氏名(フリガナ)	死亡年月日/T・S・H 年　月　日	生年月日/T・S・H 年　月　日
	4	氏名(フリガナ)	死亡年月日/T・S・H 年　月　日	生年月日/T・S・H 年　月　日
	5	氏名(フリガナ)	死亡年月日/T・S・H 年　月　日	生年月日/T・S・H 年　月　日

貴財団の規定を遵守し、上記埋蔵予定者及び親族既埋蔵者欄に
記入されている者の焼骨の納骨後は、祭祀の承継を貴財団に移譲いたします。

公益財団法人太宰府メモリアルパーク　殿　　令和　　年　　月　　日

申込者　　実印

業 務 枠				
諸費用	永代管理料	供養セット	備考	合 計
				円

202304

令和　　年　　月　　日

公益財団法人太宰府メモリアルパーク
墓地管理者　殿

ﾌﾘｶﾞﾅ	
氏　名	実印
区　画	区　　番　　号
住　所	〒（　　）－（　　）

合祀･墓石撤去及び納骨棚改修依頼書

私名義の墓所に納骨している焼骨を、貴財団で下記内容にて祭祀の承継及び管理を依頼します。

尚、永代管理制度申込後、貴霊園の規定に基づき使用していた墓所の使用権が貴霊園に帰属すること、永代管理制度期間満了に焼骨については合祀墓に合祀される事、墓石については解体撤去を納骨棚については改修されることについて承諾します。

記

１．現在埋葬中の焼骨を合祀墓に合祀致します。
　　尚、焼骨の確認及びお取り出しはできません。
２．管理期間満了後、墓石は撤去、納骨棚は改修を致します。

以上

同　意　書

私こと、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、公益財団法人太宰府メモリアルパークの永代管理制度申込みに際し下記親族同意者全員の同意のもと、最終埋葬者の焼骨が墓地に埋葬された時、申込書に記載した既埋葬者及び最終埋葬者の焼骨の祭祀を公益財団法人太宰府メモリアルパークが承継し、契約管理期間満了後、合祀墓へ焼骨を改葬する事を承諾致します。

また、申請者及び同意者は、合祀墓へ改葬された焼骨の取り出しが出来ない事を承諾致します。これに関する異議は、一切申しません。

令和　　年　　月　　日

申　請　者

ﾌﾘｶﾞﾅ	
申請者	実印
住　所	〒

同　意　者

ﾌﾘｶﾞﾅ			
申請者			
住　所	〒		
連絡先		続柄	

ﾌﾘｶﾞﾅ			
申請者			
住　所	〒		
連絡先		続柄	

ﾌﾘｶﾞﾅ			
申請者			
住　所	〒		
連絡先		続柄	

ﾌﾘｶﾞﾅ			
申請者			
住　所	〒		
連絡先		続柄	

公益財団法人太宰府メモリアルパーク墓地永代管理制度使用規定

第１条　（規定）

この規定は、公益財団法人太宰府メモリアルパーク（以下「本霊園」もしくは「管理者」という。）の墓地永代管理制度（以下「本制度」という。）について定めたものです。墓地の使用については、それぞれの使用規定に従っていただきます。

第２条　（使用目的）

本規定は、墓地使用者から、墓地の管理について委託を受けた場合に本霊園が祭祀の承継者となってその墓地を管理し、最終的に合祀墓へ改葬し永代的に祭祀を行うために定めたものです。

第３条　（使用資格及び条件）

本制度は、本霊園の墓地の使用者で、次の(1)または(2)に該当する方が使用できます。

(1)　墓地の承継者がいない方

(2)　承継者の有無に関わらず、委託管理を望む方で本霊園が認めた方

第４条　（永代管理制度期間及び帰属）

永代管理制度期間は、本制度申込時に契約した最終埋蔵予定者が納骨後、本霊園と契約を締結した年数までとし、最長30年間となります。永代管理制度期間終了後の墓地の永代使用権は、本霊園に帰属します。

また、下記のいずれかに該当するときは永代管理制度期間を開始します。

(1)　最終埋蔵予定者が連絡不明となり１年を経過した場合は、最終埋蔵予定者の納骨前であっても永代管理制度期間を開始します。

(2)　管理料の未納が３年に及んだ場合、最初の未納期間の起算日に遡って開始します。

第５条　（永代管理制度期間終了後の祭祀について）

永代管理制度期間が終了した後は、墓地に納骨されている焼骨の祭祀は本霊園がいたします。

墓地に納骨されている焼骨は永代管理制度期間が終了した後、本霊園が合祀墓へ改葬いたします。合祀墓に納骨された焼骨の取り出しは出来ません。本霊園が墓石を解体いたします。

第６条　（永代管理制度開始までの取扱い）

最終埋蔵者が埋葬されるまでの間は、墓地の使用者はそれぞれの使用規定に従っていただきます。

第７条　（内容）

本制度利用の場合は、当該墓地の清掃（草取り）を年５回、合同供養を年３回いたします。

第８条　（申込手続き）

本制度を希望する場合、本霊園所定の書類に必要事項を記入の上、必要経費を添えて申込をしていただきます。

第９条　（埋蔵予定者の登録）

本制度申込みにおいて、当該墓地に埋蔵される予定者の氏名を記入していただきます。

第10条　（同意書の提出）

承継者がいる場合は埋蔵予定者以外の親族（原則、三親等以内）の同意を必要とし、同意書に署名、捺印（認印）していただきます。

第11条　（立会人）

最終埋蔵者の納骨手続きの為、予め１名ないし２名の「立会人」の届出を必要とします。立会人が変わる場合はその都度届出が必要となります。

第12条　（墓所使用証明証の発行）

所定の手続きが終了次第、「永代管理制度」付墓所使用証明証を発行いたします。

第13条　（納入金の返却）

本制度申込み後に解約の申し出があった場合、払い込み済みの納入金につきましては、返却に伴う諸費用を差し引いて返却いたします。ただし、本霊園の所定の手続きを経た後に、「永代管理制度」付墓所使用証明証を返還後の返却とします。

第 14 条　（規定に定めない事項）

前各条に定めない事項が生じた場合については、法令の定めるところによるほか、その都度、本霊園が定めます。管理者が定めた事項は、本霊園のホームページに公開します。

第 15 条　（規定の改訂）

「墓地埋葬等に関する法律」等が改正された場合及び本霊園が適当と認めた場合には、本規定を改訂することがあります。この場合も、前条同様に、本霊園のホームページに改訂した旨および改訂の内容を公開します。

平成 27 年 4 月　1 日　　制定

平成 29 年 7 月 21 日　　改訂

平成 29 年 9 月 28 日　　改訂

公益財団法人太宰府メモリアルパーク　御中

私は、本制度の内容を確認し、また、重要事項については逐条の説明を受けて理解したうえで、本制度の申し込みを行い、貴法人の使用許可をもって契約が成立したことを認め、上記規定を遵守します。

令和　　年　　月　　日　使用区画　　区　　番　　号

使用者住所

使用者氏名　　印